

# 書き方見本ファイル

-20250701-

以下の事業者は、  
この『書き方見本ファイル』を参考にテンプレートを作成してください。

## ◆III-繊維工業◆

### 〈はじめに〉

一般社団法人工業製品製造技能人材機構の入会確認は、提出を受けた証明書類をもとに「申請時に選択された産業分類に該当する製造品の出荷実績等があることの判断」を行っています。

情報が誤っている場合や不足している場合は、申請の差し戻しや再提出によって確認完了までに時間を要します。提出の前に証明書類の精査を十分に行ってください。

## 全申請者 必須提出セット

- ① 製造品の画像と説明文 (※1)
- ② 製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明文 (※1)
- ③ 製造品を生産するために用いた設備（紡績機、織機、編機、染色機、ミシン等）の画像及び説明文 (※1)
- ④ 事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（上記①の製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等）
- ⑤ 上乗せ要件書類（詳細次頁）
  1. 国際的な人権基準に適合し事業を行っていることの証明
  2. 勤怠管理を電子化していることの証明
  3. パートナーシップ構築宣言の実施に係る証明
  4. 特定技能外国人の給与が月給制であることの証明

※1 申請する製造品について、画像や資料に加え、詳細な説明をお願いいたします。

また、本申請は事業所単位となります。

製造品等の画像等は、特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。特定技能外国人材を受け入れる事業所以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

# 書き方見本ファイル

## ◆II-繊維工業◆

### 前頁⑤「上乗せ要件書類」について

#### 1. 国際的な人権基準に適合し事業を行っていることの証明

以下3点が確認できる認証・監査の認定証もしくはレポート

- 1) ポータルサイトに掲載されている監査・認証のいずれかを取得している
- 2) 申請時点で有効期限が3ヶ月以上残っている
- 3) 受入れ事業所において監査・認証を取得している

#### 2. 勤怠管理を電子化していることの証明

以下2点が確認できる書類

- 1) 自社システムがポータルサイトに掲載されている対象システムを導入していることが確認できる証明書類（契約書、領収書等を想定）  
（上乗せ要件②テンプレート\_汎用システム）
- 2) 導入機器の実際の写真（社内の設置場所等）（商品の宣伝写真などは不可）

※自作システムのため1)を提出できない場合は、

次の2点を満たしていることを画像等を用いて明瞭に示すこと

（上乗せ要件②テンプレート\_自社開発システム）

- I ポータルサイトに掲載されている要件を満たすシステムを導入していること
- II 申請事業所で活用されていること

#### 3. パートナーシップ構築宣言の実施に係る証明

以下2点が確認できる書類

- 1) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で、自社が掲載されている箇所（スクリーンショット等）に赤枠などで強調した画像等（上乗せ要件③テンプレート）
- 2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上に掲載されている宣言文のpdf

#### 4. 特定技能外国人の給与が月給制であることの証明

規程の様式の誓約書を提出する

- I 受入れ企業の代表者名で提出する
- II 様式は、ポータルサイトよりダウンロードする  
（上乗せ要件④テンプレート）

# 書き方見本ファイル

## ◆11-繊維工業◆

### 該当者のみ 準備が必要

- ⑥ 請負による製造の場合は、『請負契約書の写し』（※2）
- ⑦ 権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、『製造品の画像提出不可の理由書』（様式自由）
- ⑧ その他、一般社団法人工業製品製造技能人材機構から確認の過程で追加提出の指示があったもの（初回申請時は不要です）

※2 請負業務で製造する製造品が、申請する産業分類に該当している、と明示的に確認できる契約書を提出して下さい。

## JAIM入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 JAIM 東京工場

## ■ 証明書作成の注意事項 ■

- 注1) 以下、1.~4.の手順に沿って、必要な画像の貼り付け、及び、画像に関する詳細な説明を記載してください。  
 オレンジ色のセルには貴社情報・申請する製造品情報を忘れずに入力してください。(データが入力されると白色になります)  
 画像が不鮮明、説明が不十分な場合、特定産業分野に合致していても確認に時間を要する、または、受理されないケースがあります。
- 注2) 印刷範囲(1ページから6ページ)を設定していますが、適宜、行を追加して、7ページ以上でご提出していただいても構いません。
- 注3) PDF化の方法は、末尾に記載しています。
- 注4) 中分類(数字2桁)、小分類(数字3桁)でまとめられている産業分類の詳細は、ポータルサイトの対象となる産業分類一覧をご確認ください。
- 注5) 11-繊維工業に申請する事業者は、別途上乘せ要件テンプレートの提出も必須です。

## 1. 特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。

(製造品1点につき、1つの日本標準産業分類です。複数製造品がある場合は、2ページ目以降にページを追加・挿入して、各製造品がどの産業分類に申請するのか、わかるようにしてください。)

□ 11-繊維工業	□ 2299-他に分類されない製鋼業 (ただし、鉄粉製造業に限る。)
□ 141-パルプ製造業	□ 235-非鉄金属素形材製造業
□ 1421-洋紙製造業	□ 2422-機械刃物製造業
□ 1422-板紙製造業	□ 2424-作業工具製造業
□ 1423-機械すき紙製造業	□ 2431-配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
□ 1431-塗工紙製造業(印刷用紙を除く)	□ 2441-鉄骨製造業
□ 1432-段ボール製造業	□ 2443-金属製サッシ・ドア製造業
□ 144-紙製品製造業	□ 2446-製缶板金業 (ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)
□ 145-紙製容器製造業	□ 245-金属素形材製品製造業
□ 149-その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	□ 2461-金属製品塗装業
□ 15-印刷・同関連業	□ 2462-溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
□ 18-プラスチック製品製造業(ただし、以下注書きを参照。)	□ 2464-電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
□ 18-プラスチック製品製造業(ただし、プラスチック製品へめっき加工のみを行う事業所に限る。)	□ 2465-金属熱処理業
□ 2123-コンクリート製品製造業	□ 2469-その他の金属表面処理業 (ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
□ 2142-食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	□ 248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
□ 2143-陶磁器製置物製造業	□ 2499-他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム缶更生業に限る。)
□ 2194-鋳型製造業(中子を含む)	□ 25-はん用機械器具製造業 (ただし、2591-消火器具・消火装置製造業を除く。)
□ 2211-高炉による製鉄業	□ 26-生産用機械器具製造業
□ 2212-高炉によらない製鉄業	□ 27-業務用機械器具製造業 (ただし、274-医療用機械器具・医療用品製造業及び276-武器製造業を除く。)
□ 2221-製鋼・製鋼圧延業	□ 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
□ 2231-熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	□ 29-電気機械器具製造業 (ただし、2922-内燃機関電装品製造業を除く。)
□ 2232-冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	□ 30-情報通信機械器具製造業
□ 2234-鋼管製造業	□ 3295-工業用模型製造業
□ 225-鉄素形材製造業	□ 3299-他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF製造業に限る。)
□ 2291-鉄鋼シャースリット業	□ 484-こん包業

※選択を行う産業分類の内容は「日本標準産業分類」によりご確認ください。

(こん包業以外) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000935526.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf)

(こん包業) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000935529.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000935529.pdf)

(注) プラスチック成形、強化プラスチック成形及び金属表面処理に関する業務においては、以下の技能を要する業務以外に特定技能外国人を従事させることはできません。18-プラスチック製品製造業の申請は特に間違いが多いためご確認ください。  
 なお、部品の調達や清掃等、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

・プラスチック成形のうち、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形のいずれかの技能を要する業務。  
 ・強化プラスチック成形のうち、手積み積層成形の技能を要する業務。  
 ・金属表面処理のうち、電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理の技能を要する業務。

## JAIM入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 JAIM 東京工場

## 2. 証明書類（以下の①、②、③、④のすべてを添付してください。）

## ① 《製造品》

製造品画像は、申請する事業所内での最終製品の画像を貼付してください（出荷時点の製造品）。

添付する画像は単体かつ接写で明瞭なものをご用意ください。

下記に、製造品の重要性が確認できるよう用途・機能について子細な説明を記載してください。

※特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものを提出して下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

製造品名称：	綿糸
製造品の用途や機能：	衣料品の生地等に使用される綿糸の製造

□

↑ チェック不要（他の産業分類に申請する事業者向けの確認項目です。）

主に綿から紡績糸を製造しています。  
用途は様々で、お客様のニーズにあわせ、太さ・強度を調整可能です。



① << 製造品 >> が確認できる画像 (例)

○ 良い例



部品：タッチパネルセンサー部品  
用途：券売機・ATM等  
機能：タッチ操作の変化により、精度・反応速度の対応を調整

- ◎ 製造品の説明文が記入されている  
※ 画像付近の説明に加え、テンプレートで画像についての詳細説明を記載してください



歯車部品を製造。  
用途は、業務用発電機・インバーターであり、トルク調整の機能を果たしている。

- ◎ 申請する製造品が単体で鮮明に接写されている



家庭用電化製品（主にエアコン・冷暖房機器・冷蔵庫）の電子回路

- ◎ 製造品がカラー接写されており明瞭である



- ◎ 複数の製造品が写っていても、申請する製造品と対応する産業分類番号が明瞭に示されている



- ◎ 企業HPを用いる場合、該当ページ（製造品や生産工程など）の画像を枠で囲うなど確認しやすい工夫がある
- ◎ 説明文を記載するなど明確に示している

× 悪い例



- ▲ 写真のみで説明文がない



歯車部品を製造。  
用途は、業務用発電機・インバーターであり、トルク調整の機能を果たしている。

- ▲ 写真がぼやけていて不鮮明である



家庭用電化製品（主にエアコン・冷暖房機器・冷蔵庫）の電子回路

- ▲ モノクロ画像である（該当性確認の判断要素となるためカラー提出を推奨）



- ▲ 複数の製造品が写っていて、どれが対象の製造品が不明である
- ▲ 他製造品に隠れている部分があり不明瞭である



- ▲ HP画面をただ貼り付けている

## JAIM入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 JAIM 東京工場

## ② 《完成品（最終製品）》

製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明の記入をお願いします。

下記に、製造品がどのような完成品のどこに利用されるのか、完成品（最終製品）の画像や文章を用いて子細な説明を記載してください。

実際の完成品撮影が不可の場合は、イラストや類似製品等の例示で構いません。

申請する事業所内で完成品まで製造している場合は、製造品と完成品の画像は同一で構いません。

完成品名称： ・衣料品

完成品（最終製品）の説明： ・当社の糸は国内外のアパレルブランドで採用されています。

- 申請する製造品が、完成品のどこに使用されているのか、矢印で示しました。

↑対応後にチェック必須。画像のどの部分にP.2の製造品が使用されているのか、必ず矢印で示して下さい。

例1 当社の糸は〇〇というブランドの製品で使われています。



例2 取引先からブランド・製品名を言及することを禁じられているため、イラストにて代替しています。



## ② ≪完成品≫（最終製品）の画像（例）

○ 良い例



工場内配電盤



業務用冷蔵庫の  
温度制御装置  
※当社出荷後、  
別事業者の工場にて  
製品に組み込まれます。

- ◎ 完成品（最終製品）の画像も提示し、製造品がどこに利用されるか明瞭に示されている
- ◎ 出荷後に別事業者が組み立てる場合も、例を挙げて説明している

× 悪い例



- ▲ 完成品（最終製品）のどの部分に製造品が使用されているかが不明瞭である

## ③ 《製造品を生産するために用いた設備や製造工程の説明》

製造品を生産するために用いた設備（工作機械、鑄造機、鍛造機、プレス機、ミシン等）や製造工程の画像を添付してください。  
下記に、設備の名称や製造工程が確認できる子細な説明を記載してください。

設備の用途や  
機能、製造工程の  
説明：

- ・画像1：太番手用紡績機（1-30番）
- ・画像2：細番手用紡績機

製造品への  
効果：

- ・お客様のニーズに併せ、紡績機を使い分け多様な製品向けの製品製造を行っています。

□

↑ チェック不要（他の産業分類に申請する事業者向けの確認項目です。）



画像1  
太番手用紡績機（1-30番）



画像2  
細番手用紡績機

③ <<製造品を生産するために用いた設備や生産工程>>画像 (例)

○ 良い例



製造品テスト設備：感光性確認のため、センサー反応測定を実施



製造品加工設備：強度向上のため、バルブの表面熱処理加工を実施

- ◎ 届出する分野に該当する製造品を製造している機器がどれなのか、明瞭に示されている
- ◎ 設備の説明文が記載されている



組立及び通電測定

- ◎ 手元が写っている



加工（シリンダ部分の切削）

- ◎ 作業内容がわかる



チャンバー部品の金型製作

- ◎ 作業工程の説明が記載されている

× 悪い例



- ▲ 全景写真のみで、申請する製造品に該当している設備がどれなのか不明瞭である



- ▲ 手元が写っていない



- ▲ 作業内容が不鮮明である



- ▲ 作業工程の説明が記載されていない

JAIM入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 JAIM 東京工場

④ 《証跡画像（出荷実績）》

事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等）を添付してください。  
 なお、自社名、製造品名及び金額等以外の証明に必要な部分は黒塗りにしてください。（または該当する製造品がわかるようにマーカーします）

証跡画像の詳細説明：

・納品書の項目にある「商品A\_ABC999999999-A」は、申請する製造品〇〇の型番です。

↑ チェック不要（他の産業分類に申請する事業者向けの確認項目です。）

④ 《証跡画像》（納品書の例）

○ 良い例

納品書

株式会社 ジャйм 御中

株式会社 JAIM 東京工場  
 〒123-4567  
 東京都千代田区  
 TEL：01-2345-  
 担当：経済 太郎

担当	納品
印	印

日付：2025年4月1日  
 No：20250401001

◎ 納品書の日付は届出日から1年以内  
 （当該製造品の1年以内の製造実績を示す）

◎ 取引先名を記載できない場合（黒塗りで提出されたい場合は、事前に事務局に相談の上、その理由（守秘義務により表示不可等）を記載

◎ 複数事業所を申請する場合、事業所ごとの証明書類を提出  
 ◎ 本社で一括管理されている場合は、その旨を記載

項目	数量	単価	金額	備考
商品A_ABC-999999999-A	2	12,000	24,000	産業分類〇〇
				↑「家庭用電化製品の電子回路」を製造しています。
小計			42,000	
消費税 10%			4,200	
合計			46,200	

◎ 申請する製造品が分かるように、今回の申請に関係のない製造品は黒塗りする  
 ◎ もしくは該当する製造品をマーカーする

◎ 申請する製造品に該当する「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明  
 ◎ 手書きによる追記も可

× 悪い例

納品書

株式会社 ジャйм 御中

〒123-4567  
 東京都千代田区霧が間1-0-0  
 TEL：01-2345-6789  
 担当：経済 太郎

担当	納品	検収
印	印	印

▲ 届出日より1年以上前の納品日

日付：2015年4月1日  
 No：20150401001

▲ 自社名、工場名がない

下記の通り納品いたします。

納品金額： ¥46,200-

項目	数量	単価	金額	備考
商品A_ABC-999999999-A	2	12,000	24,000	
商品A_ABC-888888888-B	18	1,000	18,000	
小計			42,000	
消費税 10%			4,200	
合計			46,200	

▲ どれが今回申請する製造品なのか不明  
 ▲ 申請する製造品に該当する「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

④ << 証跡画像 >> (発注書の例)

○ 良い例

◎ 取引先名を記載できない場合(黒塗りで提出されたい場合は、事前に事務局に相談の上、その理由(守秘義務により表示不可等)を記載

株式会社 ジャイム 御中

発 注 書

◎ 発注日の日付は届出日から1年以内  
(当該製造品の1年以内の製造実績を示す)

発注No 1234567890  
発注日 2022/04/01

下記のとおり、発注致します。

◎ 申請する製造品が分かるように、今回の申請に関係のない製造品は黒塗りする  
◎ もしくは該当する製造品をマーカーする

◎ 複数事業所を申請する場合、事業所ごとの証明書類を提出  
◎ 本社で一括管理されている場合、その旨を記載

品名	数量	単位	単価	金額	備考
商品_AB一式	5	セット	90,000	450,000	
商品_AB (加工費)	10		12,500	125,000	産業分類〇〇
商品_C_品番00001	10	個	2,500	25,000	産業分類〇〇
商品_C_品番00002	1	ケース	5,000	5,000	
商品_C_品番00003	6	個	900	5,400	
商品_C_品番00004	72	個	400	28,800	
商品_D_品番00005	1	個	5,500	5,500	
商品_D_品番00005 (加工費)	1		10,000	10,000	

←バルブ内圧制御部品の製造と加工です

◎ 申請する製造品に該当する「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明  
◎ 手書きによる追記も可

× 悪い例

▲ 届出日より1年以上前の発注日

発 注 書

発注No 1234567890  
発注日 2022/04/01

下記のとおり、発注致します。

合計金額	¥720,170
支払条件	月末締め翌月末払い
有効期限	御見積後2週間

▲ 自社名がない

品名	数量	単位	単価	金額	摘要
商品_AB一式	5	セット	90,000	450,000	
商品_AB (加工費)	10		12,500	125,000	
商品_C_品番00001	10	個	2,500	25,000	
商品_C_品番00002	1	ケース	5,000	5,000	
商品_C_品番00003	6	個	900	5,400	
商品_C_品番00004	72	個	400	28,800	
商品_D_品番00005	1	個	5,500	5,500	
商品_D_品番00005 (加工費)	1		10,000	10,000	

小計	654,700
税率	10%
消費税	65,470
合計	720,170

印

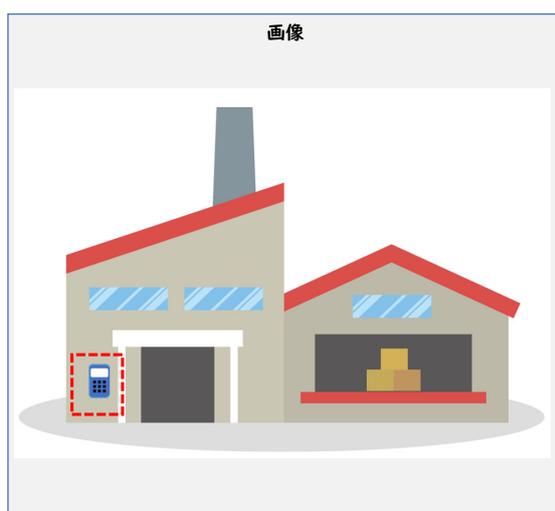
▲ どれが今回申請する製造品なのか不明  
▲ 申請する製造品に該当する「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない





②(2) 打刻機器の活用状況が確認できる写真（設置機器及び、社内の設置場所の写真）

- ・カードリーダ等の設置の様子や場所などが分かるものを提出すること（①設置機器の写真、②設置機器を含めた周辺の写真）
- ・いずれも商品の宣伝写真、パンフレット・製品HPの貼付などは不可

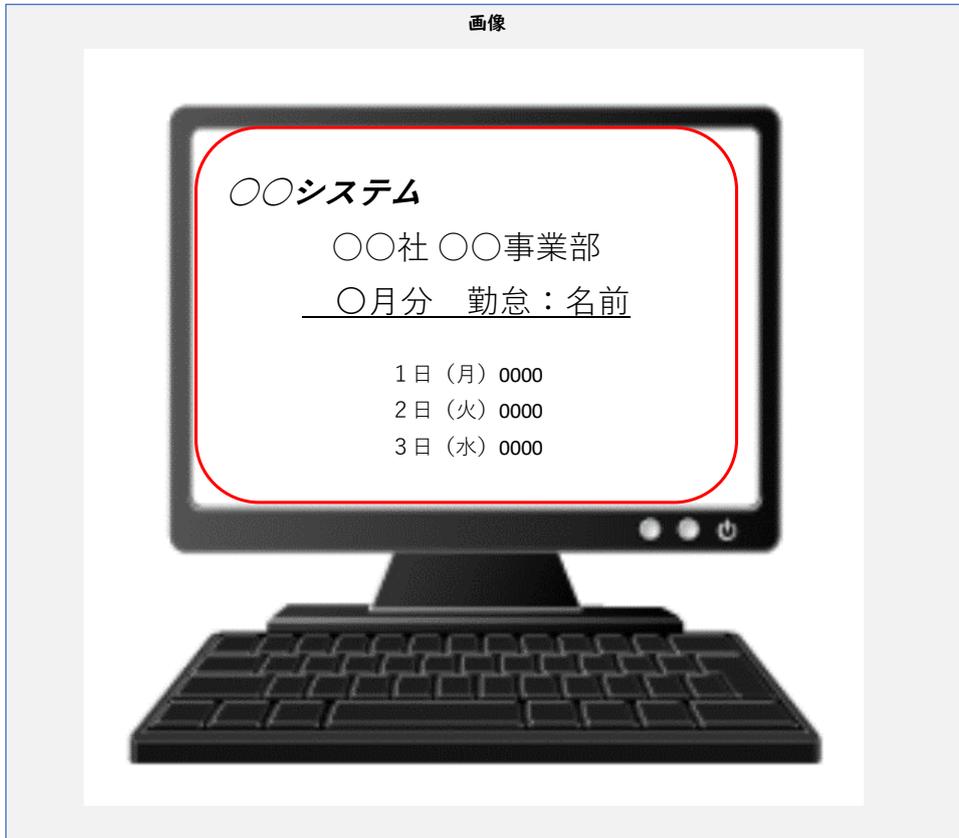


出退勤は工場に入行するIDカードと紐づいており、システムで一元管理しています

画像に対する説明文を記載すること

②(3) システム活用状況が確認できる画像・写真（PC画面等）

- ・システム画面を表示したパソコンの画面を撮影した写真（スクリーンショットは不可）、例えば事業所名が表示されている画面など
- ・いずれも商品の宣伝写真、パンフレット・製品HPの貼付などは不可



〇〇システムを導入

当データ（証明書類）をPDF形式のファイルとして書き出し、  
入会申込みフォームの証明書類\_繊維業②に添付（アップロード）して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
- (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
- (3) 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存

※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

一般社団法人工業製品製造技能人材機構への入会にあたり、必要な証明書類です。

【11-繊維工業】上乘せ要件\_証明書は、必須の資料です。漏れなく添付してください。  
いずれも、文字が読める鮮明なもの、カラーのものを貼付してください。

② 《勤怠管理の電子化》証明書\_自社開発システム

②(1) 自社開発の勤怠管理システムを使っている場合、下記を満たすことを確認できる画像等。画像の枚数は問いません。

1. 電子的に出退勤を記録できること

※ ICカード、指紋、顔など、代理出勤が不可能な仕組みのみならず、職場設置の一台のタブレットで自分の名前をタップすることで出退勤を記録する仕組みも可

2. 手作業を介さずにP Cやクラウド等に打刻データが送信されること。(紙からPCへの転記は不可)

※ CSV形式はエクセルを使用することで容易に改ざんできるため、不可

3. タイムカードで打刻の場合は上記2の対応が可能となっていること

4. 打刻時間の修正は、原則本人が行うが、本人の同意があれば管理者による修正も可能であること

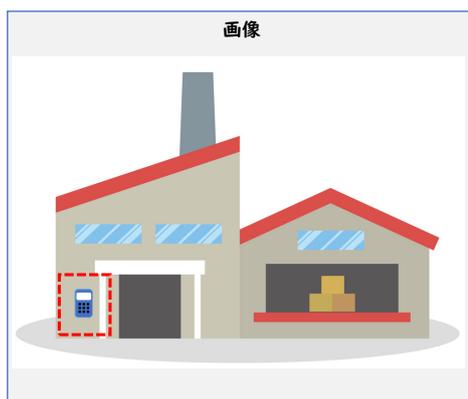
5. 打刻時間を修正する場合、実際の打刻時間と修正した打刻時間の両方を確認することができること

・文字が読めるように、鮮明な画像また拡大するなどした十分な大きさの資料を添付すること

・汎用の勤怠管理システムを利用している場合は、専用のテンプレートで提出すること

対象となる汎用の勤怠管理システムのリストはこちら ([https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/pdf/kintaikanri.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/kintaikanri.pdf))

1. 電子的に出退勤を記録できること



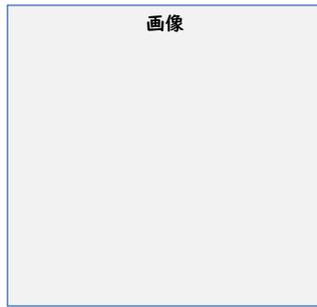
画像に対する説明文を記載すること

出退勤は工場に入行するIDカードと紐づいており、システムで一元管理しています

2. 手作業を介さずにP Cやクラウド等に打刻データが送信されること (紙からPCへの転記は不可。またExcel, csvは改ざんが可能であり、ログが残らないため不可。)



3. タイムカードで打刻の場合は、上記2の対応が可能となっていること（タイムカードで打刻していない場合は空欄で可）



4. 打刻時間の修正は、原則本人が行うが、本人の同意があれば管理者による修正も可能であること



5. 打刻時間を修正する場合、実際の打刻時間と修正した打刻時間の両方を確認することができること



当データ（証明書類）をPDF形式のファイルとして書き出し、  
入会申込みフォームの証明書類\_繊維業②に添付（アップロード）して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
  - (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
  - (3) 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存
- ※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

## 【繊維工業】上乘せ要件\_証明書テンプレート③-1

事業者名： 株式会社〇〇

一般社団法人工業製品製造技能人材機構への入会にあたり、必要な証明書類です。

【11-繊維工業】上乘せ要件\_証明書は、必須の資料です。漏れなく添付してください。  
いずれも、文字が読める鮮明なもの、カラーのものを貼付してください。

### ③-1 《パートナーシップ構築宣言の実施に係る》証明書

③-1 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で、自社が掲載されている箇所（スクリーンショット等）に赤枠などで強調した画像

5 製造業

5-1 食料品製造業 2308社

5-2 飲料・たばこ・飼料製造業 567社

5-3 繊維工業 1040社

株式会社AAA（山梨）  
株式会社A（兵庫）  
株式会社AA（愛知）

株式会社BBB（奈良）  
株式会社B（大阪）  
株式会社BB（東京）

申請フォームの

③-1 「パートナーシップ構築宣言」宣言文書の  
URL記載欄に記入してください

### ③-2 《パートナーシップ構築宣言の実施に係る》証明書

③-2 「パートナーシップ構築宣言」宣言文書のpdfファイルは、このテンプレートには貼付せず、別途アップロードすること  
「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトはこちら（<https://www.biz-partnership.jp/list.php>）

宣言文書のPDFファイルは、  
申請フォームの  
③-2 アップロード枠にて申請してください

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携**  
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（Tier NJ から Tier N+1 へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。  
(個別項目)  
a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- 「振興基準」の遵守**  
親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。  
①価格決定方法  
不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のため価格交渉に関する指針」に準拠し、価格転嫁は労働生産性向上のために遵守します。また、原材料費

当データ（証明書類）をPDF形式のファイルとして書き出し、  
入会申込みフォームの証明書類\_繊維業③-1に添付（アップロード）して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
- 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
- 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存

※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

一般社団法人工業製品製造技能人材機構への入会にあたり、必要な証明書類です。

【11-繊維工業】上乗せ要件\_証明書は、必須の資料です。漏れなく添付してください。

④

《月給制》特定技能外国人の給与が月給制であることの誓約書

書き方見本

繊維工業における特定技能外国人の受け入れに係る誓約書

当特定技能所属機関は、以下について事実と相違ないことを誓約する。

特定技能外国人との雇用契約について、月給制(「1ヶ月単位で算定される額」(基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計)で報酬が支給される方式)とし、同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと。

【記入時の注意】

特定技能所属機関名：

一般社団法人工業製品製造技能人材機構に入会する事業所(工場)名まで明記する

企業の代表者(役職 氏名)：

印字(PCで作成し出力等)で構いません  
押印は不要

作成日

令和 ●年 ●月 ●日

特定技能所属機関名

〇〇株式会社

〇〇工場

企業の代表者(役職 氏名)

代表取締役 経済 太郎

当データをPDF形式のファイルとして書き出し、  
入会申込みフォームの証明書類\_繊維業④に添付(アップロード)して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
  - (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
  - (3) 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存
- ※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定